

(2) 地域における医療・福祉の充実

◆地域連携による充実した医療の提供

1 芦屋市の特色

○高い医療技術と清潔でゆとりある空間が確保された市立芦屋病院

平成24年（2012年）に完成した市立芦屋病院新病棟では、山麓に位置する眺望の優位性を生かし、安心して快適な入院生活を送れるよう、質の高いアメニティを備えた病床を提供しています。また、新たに*緩和ケア病棟を設置しました。



芦屋病院

○充実した救急医療体制

市立芦屋病院内科では、24時間365日*二次救急医療を実施し、救急患者の適切な*トリアージと、必要に応じた入院治療が可能です。また、外科や小児科でも、圏域内の病院と輪番による救急医療体制の一翼を担っており、市民の安全・安心に貢献しています。

○地域の病院や診療所とのネットワークによる充実した医療体制

市立芦屋病院では、地域の中核病院として、診療所など地域医療機関との連携を強化し、質の高い医療の提供を行っています。平成26年度（2014年度）からは、「h-anshin*むこねと」や「*市立芦屋病院病診連携システム」を稼働し、患者情報を地域医療機関と共有することで、更なる連携の強化を図っています。

○病院間をつなぐバスの運行

市内の病院間の連携と利便性向上を目指し、市内の3つの病院を結ぶ病院ネットワークバスを運行しています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

※後期基本計画6-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*ICT活用による医療機関連携

◆救急体制の充実

1 芦屋市の特色

○充実した*救急救命士の配置

国が示す消防力の整備指針の中では、救急車に乗車する*救急救命士は1名以上が基準となっていますが、本市においては、原則2名が乗車し、救急救命の活動に当たっています。
 <現場到着時間（平均時間）6.7分：全国8.5分>



救急車で出動する救急隊員

2 今後の取組〔重点施策〕

① 救急救命活動の充実に図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

- ・病院前救護の質を高めるために、*救急救命士の育成を進めるとともに、一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。
- ・適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、地域医療機関との連携を図ります。

※後期基本計画6-2-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎24時間営業の市内コンビニエンスストアに*A E Dを設置（平成27年度（2015年度）実施）
- ◎救急車へ乗車する*救急救命士を*認定救急救命士の資格保有者とする

1 芦屋市の特色

○助け上手・助けられ上手な地域づくり

「第2次芦屋市地域福祉計画」策定時に立ち上げた「地域福祉アクションプログラム推進協議会」で、市民と協働して様々なプロジェクトに取り組んでいます。市民が知りたい情報を発信する「情報紙プロジェクト」、人と人をつなぐ「ベンチプロジェクト」の他、「ひとり一役」、「キラッとプロジェクト」の活動により、地域に根ざした福祉が広がってきています。

○全国に先駆けて「権利擁護」の専門機関を設置

平成22年（2010年）7月に高齢者及び障がいのある人に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う「*権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度の利用、金銭管理、虐待等の権利侵害に関する相談を受け、必要に応じた支援を行っているほか、権利擁護支援者養成研修を行い人材育成にも取り組んでいます。

○複合的な福祉課題に対応するトータルサポート

既存の制度では対応できないケース、複数の支援機関が関わるケースの連携、調整、継続的支援等を行うため、「トータルサポート係」を設け、組織横断的なサポートを行っています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・保健福祉に関する相談から支援までを窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となった支援の仕組みをつくるなど、機関間の連携強化を図ります。

※後期基本計画 7-1-1（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎高浜町1番に社会福祉複合施設を整備し、子どもから大人までの「全世代」の交流や社会参加の場の創出、支援が必要な人への包括的対応、また、市民の多彩な力の活用などを具現化

② 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

- ・支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。

※後期基本計画 7-2-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎平成29年（2017年）4月の*介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けて、高齢者が地域住民の助け合い活動の担い手として事業に参加できる制度を設計

③ 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

- ・高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ・老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進するほか、身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。

※後期基本計画 7-2-3 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*シルバー人材センターが、高齢者の雇用・活躍の場だけでなく、居場所・交流の場・介護予防の場も創出できるよう支援

◆地域包括ケアの基盤整備と介護予防の推進

1 芦屋市の特色

○様々な困りごとに対応できる保健福祉センターの総合相談窓口

保健福祉センターに設置している総合相談窓口では、市民の相談内容に応じ、適切に各専門機関へつないでいます。

○*高齢者生活支援センターや*介護予防センターなどの福祉拠点

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮せるよう、*高齢者生活支援センターを設置し、包括的なケアの最前線に立つとともに、*介護予防センターはじめ、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供しています。



介護予防センターでの事業

○地域の課題を地域で解決する仕組み

地域で暮らす支援が必要な方を支える仕組みとして「*地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりを行っています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関などとの連携を図ります。

※後期基本計画7-2-1 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*高齢者生活支援センターなど、各圏域に生活支援コーディネーターを配置
- ◎在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の開設
- ◎医療機関などと連携しながら認知症の人及びその家族を訪問し、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

◆震災を経験した芦屋市～災害に強いまちづくり～

1 芦屋市の特色

○阪神・淡路大震災を経て強化されたまちの防災力

本市は阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けましたが、復興のまちづくりの中で災害に強いまちづくりを進めました。区画整理事業による道路の拡幅、山手幹線の開通、小学校（打出浜小学校を除く）はじめ 10 か所の飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、防火水槽 95 基整備等、まちの防災力を強化しています。

○耐震化された市の建築物

市が所有する建築物については計画的に耐震化し、特定建築物（*プラント系を除く）の耐震化は概ね終了しています。特に保育所・幼稚園・小中学校は全て耐震化が終了し、安全・安心な教育・保育環境を整備しています。

○迅速に災害対応するため市内 41 か所に防災・備蓄倉庫を設置

防災倉庫の設置数は 41 か所で、市の面積割合で比較すると他市よりも多く設置しており、「いざ」という時のために資機材が使用できるよう定期的に点検しています。また、災害時に防災拠点となるすべての小学校に備蓄倉庫を設置しており、水や食料等を保管しています。備蓄数は、阪神・淡路大震災のピーク時の避難数（21,000 人）を想定しているほか、備蓄物資としてアレルギー対応食品や子ども向け非常食も取り入れています。



防災倉庫（三条南町）

○兵庫県下初の防災ボックスの設置

震度 5 弱以上の揺れを感知し、自動解錠する「防災ボックス」を平成 26 年度（2014 年度）に国道 43 号以南の小中学校に導入しました。防災ボックス内に体育館などの鍵を保管することで、迅速な避難所開設が可能になりました。



防災ボックス平常時



防災ボックス解錠時

2 今後の取組〔重点施策〕

① 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。

- ・新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練を実施します。
- ・災害発生時に民間事業者などの専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設などを見直します。
- ・避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園などに、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できる対策と断水時における生活用水対策を行います。

※後期基本計画 9-1-3

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「*国土強靱化地域計画」の策定及び推進
- ◎ 学校にマンホールトイレや井戸を設置
- ◎ すべての小中学校に防災ボックスを設置（平成27年度（2015年度）実施）

② 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

- ・旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知、啓発に取り組みます。
- ・旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する情報発信を行います。

※後期基本計画 9-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 災害に強い良質な住宅ストックの維持に向けた耐震化に係る相談体制の充実
- ◎ 簡易耐震診断の無料化や計画策定、建替え工事や防災ベッド設置への助成事業を新たに開始するなど住宅の耐震化に係る事業を拡充（平成28年度（2016年度）予定）

1 芦屋市の特色

○近隣各市や地域と連携した防災訓練の実施

近隣各市などとの合同訓練を定期的を実施し、大規模災害をはじめ様々な災害に備えて取り組んでいます。また、地域の自主防災訓練に市も積極的に関わり、災害に対応できるように協働で取り組んでいます。



防災訓練

○防災ガイドブックの配布

災害に対する情報などをまとめた「防災ガイドブック」を全戸配布し、災害時に市民が自主的な行動をとるための情報を発信しています。

○津波対策として、「こども津波避難ビル」を導入

津波襲来時の避難者の殺到を想定し、従来の津波一時避難施設に加えて、津波の危険性がある保育所の子どもが避難できる施設として「こども津波避難ビル」の協定を集合住宅の管理組合と締結しています。



○他団体と*災害時における相互応援協定の締結

大規模な災害への備えとして、他団体と*災害時における相互応援協定を締結し、連携を強化することによって、災害時の救援体制を充実させています。

<国際特別都市建設連盟に加盟する都市（11市町）と地震等災害時の相互応援に関する協定を締結>

○阪神・淡路大震災の経験、教訓の継承と防災士の養成

職員間における震災の経験、教訓の継承を行うとともに、災害時にリーダーを担えるよう市民及び職員が防災士の資格を取得しています。

<市職員 防災士 59名（平成26年度）>



まずは「あしや防災ネット」へ登録を！

2 今後の取組〔重点施策〕

① 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

- ・津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ・災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」を策定します。
- ・災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者などへの情報伝達手段の追加導入を検討します。

※後期基本計画 9-1-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎避難情報を確実に伝達していくための方法の検証
- ◎地区防災計画の策定を通じて、災害の基礎的な情報の周知を図る
- ◎*災害時要援護者に対する支援を進める

1 芦屋市の特色

○消防隊員が短時間で現地に到着

通報を受け、出動してから現場到着するまでの時間が、他都市と比べて短く、火災や救急における緊急事案に対し、被害を最小限にするよう努めています。また、コンパクトな市域に加えて、平成11年(1999年)に奥池分遣所を開設し、市内4か所に署所を配置したことにより、現場到着時間を短縮化しています。



救助訓練

○消防車両や装備の充実

高規格救急車、ポンプ車、40m級はしご車等、消防車両の更新を計画的に行っています。また、*統合型発信地表示システムの導入など通信機器の向上により、更なる初動対応の迅速化を行っています。



消防車両

2 今後の取組〔重点施策〕

① 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・日々進化する通信機器に対応した119番受信体制を確立します。
- ・消防車などの適正利用のため、119番通報の正しい理解に向けて、分かりやすい広報物を作成し、啓発に取り組みます。
- ・地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団促進を行います。

※後期基本計画 9-1-2 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎高浜分署建替えに伴う消防体制の強化
- ◎公共交通機関と連携した更なる啓発促進



防災拠点となる芦屋市庁舎東館

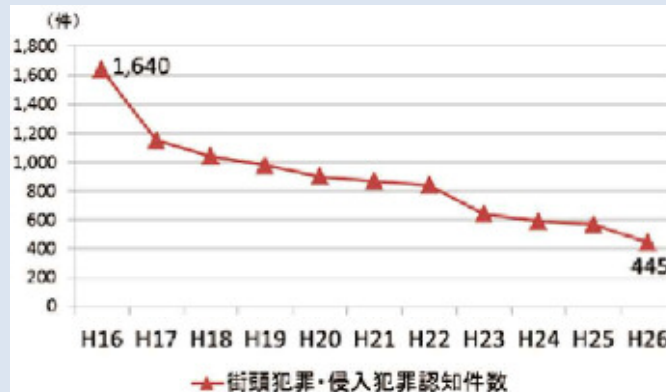


消防本部

1 芦屋市の特色

○犯罪を起こさせないまちづくり

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については、10年前と比較しておよそ1/4にまで減りました。夜間でも安心して通行できるよう、*まちづくり防犯グループなどの夜間パトロール結果に基づき、必要な場所への街灯の新設や、照度アップ、LED化を進めています。



○子どもを犯罪から守る見守りパトロール

平成18年度(2006年度)から青色回転灯防犯パトロール車で児童の下校時のパトロールを行っているほか、警察、愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会等、地域団体との連携した登下校の見守りなどを実施し、地域ぐるみで子どもに対する犯罪の抑止に努めています。



青色回転灯防犯パトロール車

2 今後の取組〔重点施策〕

① 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

- ・*まちづくり防犯グループなどへの若い世代の参加などの活性化を図り、見守り、見回り活動が充実できるよう支援します。
- ・警察などの関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ・照度調査などを行い、街灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

※後期基本計画 8-2-1 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ホームページで犯罪発生状況などの情報を発信
- ◎防犯カメラの設置
- ◎視覚対策として死角になっている生垣などの剪定
- ◎市で管理する街灯のLED化
- ◎地域の人による見守り活動を充実させるとともに、子ども等を対象に情報端末を利用した見守りの実施を検討

芦屋の沿革

明治	7年	大阪・神戸間に国鉄（現 JR）が開通する。
	22年	町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生する。
	38年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する。
大正	2年	国鉄（現 JR）芦屋を設置する。
	9年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する。
	12年	精道村役場庁舎が完成する。
昭和	2年	阪神国道（国道2号）開通
	4年	阪神国道バスが開通する。 六麓荘の開発が開始される。
	13年	阪神大水害
	14年	芦屋川河川改修工事が始まる。
	15年	市制を施行し、精道村が芦屋市となる。
	20年	阪神大空襲
	23年	芦屋市消防署が発足する。芦屋市警察署を設置する。
	26年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定する
	27年	芦屋市霊園に着手する。市立芦屋病院を開設する。
	35年	芦屋市庁舎が完成する。 芦屋市旗を制定する。
	38年	第2阪神国道（国道43号）開通
	39年	芦屋市民憲章を制定する。
	43年	都市計画法が施行され高度地区を指定する。
	45年	阪神高速道路神戸線開通 ルナ・ホールが開館する。
	47年	体育館・青少年センターが開館する。
	48年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する。
	50年	芦屋浜埋立地の造成が完成する。（昭和54年から入居開始）
	51年	新築された市民センター別館で公民館が開館する。
54年	国鉄（現 JR）芦屋駅北地区の再開発を開始する。（平成10年完了）	
62年	図書館を伊勢町に新築開館する。	
63年	谷崎潤一郎記念館が開館する。	
平成	3年	美術博物館が開館する。
	6年	阪神高速道路湾岸線が開通する。
	7年	阪神・淡路大震災
	8年	芦屋市都市景観条例を施行する。
	9年	南芦屋浜埋立地の造成が完成する。
	10年	震災復興公営住宅の入居開始
	12年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する。
	16年	「芦屋庭園都市宣言」を行う。 芦屋市総合公園が完成する。
	18年	のじぎく兵庫国体開催
	20年	芦屋市緑の基本計画を策定する。
	21年	市域全域を景観地区に指定。緑の保全地区を指定。 芦屋市消防庁舎建替え
	22年	市制施行70周年 芦屋川沿いを特別景観地区に指定。 山手幹線全線開通 保健福祉センターが開館する。
	26年	景観行政団体に移行する。
	27年	芦屋市景観計画を策定する。



芦屋川



地域の見守り



防災訓練



ふるさと寄附